

青色申告特別控除の適用要件等

- ① 正規の簿記（一般には複式簿記）の原則により記帳している方
記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、事業所得等の金額から**最高 55 万円**を差し引くことができます。
⇒ **e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存**を行っている方は、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます（詳細は、下記をご覧ください。）。
- ② 簡易な帳簿により記帳している方
事業所得等の金額から**最高 10 万円**を差し引くことができます。

【65 万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・】

（①e-Tax による申告）

- ・ e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- ・ 令和 2 年分から、65 万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円控除を受けられません。**

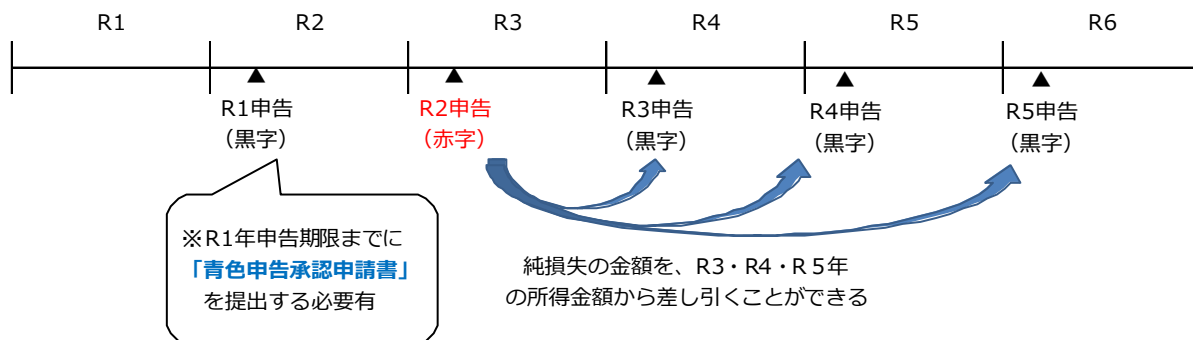
（②電子帳簿保存について）

- ・ 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ・ 令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ◎ **令和 2 年分に限っては、**令和 2 年 9 月 30 日までに「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円控除を受けることができます。

純損失の繰越しについて

（例）R2 年に生じた**純損失の金額**を R3・R4・R5 年の所得金額から差し引く場合



- ※ R2 年分の所得税から青色申告をした方については、R3 年以後に純損失が生じた場合に、純損失の繰戻しの適用を受けられる場合があります。

※ 青色申告の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「はじめてみませんか？ 青色申告」などをご覧ください。